

## 日置市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業実施要領

### (目的)

第1条 今後の地域福祉の担い手となる児童・生徒に対して、社会福祉やボランティアに関する意識の高揚を図るため、市内の全ての小・中学校及び高等学校を、ボランティア活動協力校（以下「協力校」という。）に指定し、学校における社会福祉やボランティア活動事業の支援を目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、日置市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

### (協力校への支援)

第3条 本会は、協力校の福祉教育のニーズに合わせて、次の業務を実施する。

- (1) 福祉教育の相談・計画・連絡調整
- (2) 福祉体験学習や各種出前講座等の開催
- (3) ボランティア活動の参加支援
- (4) ボランティア活動の情報提供
- (5) 社会福祉関係機関・団体との交流

### (福祉教育事業への助成)

第4条 助成金の交付額は、1校につき50,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内において日置市社会福祉協議会会長（以下「本会会長」という。）が定める額とする。また、この助成金は、赤い羽根共同募金助成金を財源とする。

### (助成対象事業)

第5条 福祉教育事業における活動は、それぞれの学校と地域の実情に合わせ、独自の創意と計画に基づき、概ね次のような社会福祉やボランティアに関する活動で、助成年度の2月末までに完了するものとする。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会等の開催または参加
- (2) 地域の高齢者や障がい児・者への訪問、また、交流を目的とした学校行事への招待
- (3) 社会福祉施設への訪問、見学、ボランティア活動等
- (4) 児童・生徒による近隣地域における清掃活動や美化活動、その他各種ボランティア活動等
- (5) 空き缶やペットボトルキャップの回収、使用済み切手収集などの収集ボランティア
- (6) 社会福祉関係行事等への参加や協力（共同募金、歳末たすけあい運動等含む）
- (7) その他必要な事業

(助成対象外事業)

第6条 以下のものは対象としない。

- (1) 校内の美化活動や校内の花壇づくり等
- (2) 助成金を募金すること
- (3) ボランティア、福祉活動に関係のない学校の備品等の購入

(助成対象費用)

第7条 助成対象費用については、別表(勘定科目一覧)のとおりとする。

(助成金の申請)

第8条 協力校は、助成金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書(別紙1)、収支予算書(別紙2)を指定する期日までに本会会長に提出すること。

(助成交付決定)

第9条 本会会長が前条の申請書を受領し、内容を審査し適当と認めるときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(助成金の交付)

第10条 協力校は、助成金の交付決定を受けたら、助成金交付請求書(様式第3号)を指定する期日までに本会会長に提出すること。

(事業の報告)

第11条 助成金の交付を受けた協力校は、事業完了後20日以内に助成事業実績報告書(様式第4号)、事業報告書(別紙3)、収支決算書(別紙4)、領収書(写しの場合は学校長の原本証明を付すること)、写真(活動の内容がわかるもの)、その他本会会長が必要と認める書類を提出すること。

(助成金の返還)

第12条 協力校が、正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1) この要領に定める条件に違反したとき
- (2) この要領により本会会長に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 助成金を目的外に使用したとき
- (4) その他不正行為があったとき

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

様式第1号

年 月 日

日置市社会福祉協議会 会長 様

住 所

学 校 名

学校長名

印

## 令和 年度ボランティア活動協力校助成金交付申請書

令和 年度において、ボランティア協力校助成金 円を交付されるよう、日置市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業実施要領第8条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 関係書類

- 1 令和 年度 ボランティア活動協力校事業計画書(別紙1)
- 2 令和 年度 ボランティア活動協力校収支予算書(別紙2)

(別紙1)

令和 年度 ボランティア活動協力校事業計画書

学校名		学校長名	
住所	〒 TEL ( ) - ( ) - FAX ( ) -		
児童・生徒数	名(男子 名・女子 名)	担当教諭名	

▼福祉教育・ボランティア関連事業

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
【活動目標】 ※目指す方向性				
実 施 事 業 内 容				
事業名	具体的な活動内容	月 日	場 所	対 象 者
【ねらい】 ※目指した結果、得られるもの				

(別紙2)

令和 年度 ボランティア活動協力校収支予算書

学校名 \_\_\_\_\_

収入

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要
社協助成金収入		ボランティア活動協力校助成
学校負担金		
その他の収入		
収入合計		

支出

科 目	金 額	摘 要
支出合計		

様式第2号

日社協第 号  
年 月 日

学校長 様

社会福祉法人  
日置市社会福祉協議会  
会長 宮路 高光

令和 年度ボランティア活動協力校助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、日置市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業実施要領第9条により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

- 1 助成金の交付額 金 円
- 2 交付予定日 令和 年 月頃

様式第3号

年 月 日

日置市社会福祉協議会 会長 様

住 所  
学 校 名  
学校長名

印

令和 年度ボランティア活動協力校助成金交付請求書

年 月 日付け日社協第 号の交付決定通知に基づき、日置市社会福祉協議会  
ボランティア活動協力校事業実施要領第 10 条により、標記助成金を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

1 助成金申請額 金 円

2 交付方法 口座振込

3 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
ふ り が な 口座名義人	

様式第4号

年 月 日

日置市社会福祉協議会 会長 様

住 所  
学 校 名  
学校長名

印

## 令和 年度ボランティア活動協力校助成金事業実績報告書

年 月 日付け日社協第 号の交付決定通知書に基づき、日置市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業実施要領第 11 条により、実施した標記助成金について事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

### 関係書類

- 1 令和 年度ボランティア活動協力校事業報告書(別紙3)
- 2 令和 年度ボランティア活動協力校収支決算書(別紙4)
- 3 支出に係る証拠書類(領収書)及び活動の様子がわかる写真



(別紙3)

令和 年度 ボランティア活動協力校事業報告書

学校名		学校長名	
住 所	〒 TEL ( ) - ( ) - FAX ( ) -		
児童・ 生徒数	名(男子 名・女子 名)	担当教諭名	

▼福祉教育・ボランティア関連事業

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
【活動目標】 ※目指す方向性				
実 施 事 業 内 容				
事業名	具体的な活動内容	月 日	場 所	参加者数
【事業実施効果】 ※目的に対する結果				



## 勘定科目一覧

### ●収入科目

No.	科 目	内 容
1	社 協 助 成 金 収 入	社協からのボランティア活動協力校助成金収入
2	学 校 負 担 金	学校側で負担(自主財源)
3	そ の 他 の 収 入	上記以外の収入(預金利息・利子等)

### ●支出科目 ※福祉教育やボランティア関連の学習を目的で支出する費用が対象

No.	科 目	内 容
1	諸 謝 金	講師等への謝金
2	旅 費 交 通 費	担当教諭や講師等の交通費(相互研修会旅費含)
3	研 修 研 究 費	研修会等への参加費用
4	消 耗 品 費	事務用品や地域での清掃・美化活動等に使用する物品等
5	印 刷 製 本 費	コピー用紙やインク、封筒・体験学習等の資料
6	会 議 費	会議時に使用するお茶等の費用
7	通 信 運 搬 費	切手やハガキの購入・啓発用機材返却時の送料
8	保 険 料	学校管理下外でのボランティア活動に係る保険加入費用
9	教 育 指 導 費	福祉教育やボランティア関連の学習で使用する材料費等
10	賃 借 料	バスやタクシー等の借上げ料、会場の使用料等
11	雑 費	上記以外の費用 ※花の苗、肥料、土など

※雑費にある、「花の苗、肥料、土など」とは、児童・生徒が花を育て、交流事業や施設訪問の際のプレゼントとしてお渡しするなど、地域での交流目的で行う花づくりに係る経費です。

※福祉体験学習に係る経費は、助成金からの支出となります。

# 日置市社会福祉協議会ボランティア活動協力校事業

(指定及び助成金交付から実績報告等について)

日置市社会福祉協議会では、日置市内の全ての小学校・中学校・義務教育学校・高等学校を、ボランティア活動協力校に指定し、学校における社会福祉やボランティア活動事業の支援を行います。

また、赤い羽根共同募金助成金を財源とした福祉教育事業への助成を行います。

※ 1校につき50,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内において本会会長が定める額

※ 助成金を必要としない場合は、その旨をご連絡ください。

